

国民年金に係る職権訂正関係

平成20年4月28日
社会保険庁

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

社会保険庁においては、平成20年3月27日の年金記録確認中央第三者委員会の決定を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合
申立期間全体に対応する当時の確定申告書（控）がある場合であって、当該申告書（控）の社会保険料控除欄に「国民年金」として記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
申立期間を含む1年以上の当時の家計簿がある場合であって、当該家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合
申立期間が1年以内、かつ1期間の場合であって、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納がなく、配偶者が申立期間と同期間の保険料を納付しているなど、当時、申立人が保険料を納付していたと考えられる事情があるもの。

ただし、以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合
申立期間の全部又は一部が未加入期間である場合、申立人が納付したと主張する時期は、時効により納付することができない時期である場合など
- ・ 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

社会保険事務所段階における記録訂正について（標準報酬等の遡及訂正事案関係）

勤務していた事業所において従業員であった方（事業主や役員でなかった方）については、以下により、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われる場合があります。

第1段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われます。

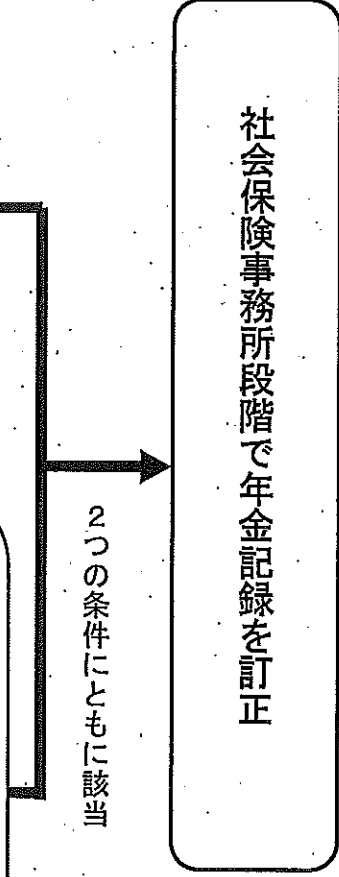
①勤務していた事業所の全喪日以後に、標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われていること

※「標準報酬月額等の遡及訂正処理」とは、以下の（1）～（4）の処理のことをいいます。

- （1）遡及して標準報酬月額の記録が訂正されている。
- （2）遡及して資格喪失日の記録が訂正されている。
- （3）遡及して資格喪失日の記録が入力されている。
- （4）全喪日の記録が資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、被保険者記録が取り消されている。

②以下のいずれかにより、ご本人の申立内容（給与実態、勤務実態）が確認できること

(ア)ご本人が保有している右の書類により確認	給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書 等
(イ)ご本人が(ア)の書類を保有していない場合に、社会保険事務所が右の記録等により確認	雇用保険受給資格者証情報 厚生年金基金の記録 所得関係情報（確定申告書の写し等） 等



○上記の条件に該当しなくても、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。（→第2段階へ）

○ただし、(ア)事業主から当該遡及訂正についての説明を受け、それに同意していたことが確認できる場合、(イ)事業主からの届出が遅れたために保険者が職権で標準報酬月額を決定したが、事後的にこれが事実と即していないことが判明し、訂正したことが確認できる場合などについては、社会保険事務所段階での記録訂正を行うことができません。（その場合には、第三者委員会へ送付することとなります。）

第2段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所
段階で年金記録の訂正が行われます。

①次の3条件すべてに該当していること

- 標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われていること
- 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること
- 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること

②社会保険事務所において以下の調査を実施

事業主等への調査

※事業主等に対して、遡及訂正処理が行われた
当時の状況について確認を行います。

社会保険事務所の書類の調査

※滞納処分票や保険料の算定基礎届などの書
類について調査します。

調査の結果、以下のA～Dのいずれかに該当すること

- A 滞納処分票に事実と反する訂正が行われたと推認される記述があること
- B 遡及訂正処理に伴い、随時改定又は定時決定による標準報酬月額の記録が取り消されていること
- C 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額（当該事業所の納めるべき保険料の減少額）と遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること
- D 遡及訂正処理が事実と相違する旨の当時の事業主等の証言があること

（注）B及びCについては、ご本人が勤務していた事業所の全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限ります。

2つの条件にともに該当

社会保険事務所段階で年金記録を訂正

○（ア）上記の条件に該当しない場合、（イ）上記の条件に該当するがこれと相反するような証言がある場合、（ウ）証拠や証言の間に不整合がある場合などについては、第三者委員会へ送付することとなります。

○ただし、上記②の条件のいずれにも該当しない場合であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できる場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。

（→第3段階へ）

第3段階：特定された社会保険事務所職員、その上司及び同僚に対する調査を行い、その結果、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の自認又は証言が得られた場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われます。

遡及訂正事案関係 ①

平成20年12月25日
社会保険庁厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

社会保険庁においては、平成20年12月17日の年金記録確認中央第三者委員会の決定（別添1）を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
2. 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - (1) 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - (2) 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - (3) 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

* 別添2「対象事案のイメージ図」参照

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ・ 申立人が当該法人の役員であった場合
- ・ 上記1又は2のいずれにも該当しない場合
- ・ 上記1又は2に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できる場合

（例）

- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合

- ◇ 処理が事実即したものであることを事業主等が主張している場合
- ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ・ 上記1又は2に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ・ 上記1又は2に該当するが、申立期間の中に上記1又は2に該当しない期間が含まれている場合
- ・ 上記2に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

なお、上記1又は2に該当することにより社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

平成 20 年 12 月 17 日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年 12 月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げさせていただくことにより処理）を開始するよう期待する。

記

(1) 申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記(2)③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。

- ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
- ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

(2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ① 申立人が法人の役員である場合
- ② 上記(1)の①又は②のいずれにも該当しない場合
- ③ 上記(1)の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実即したものである可能性が確認できる場合

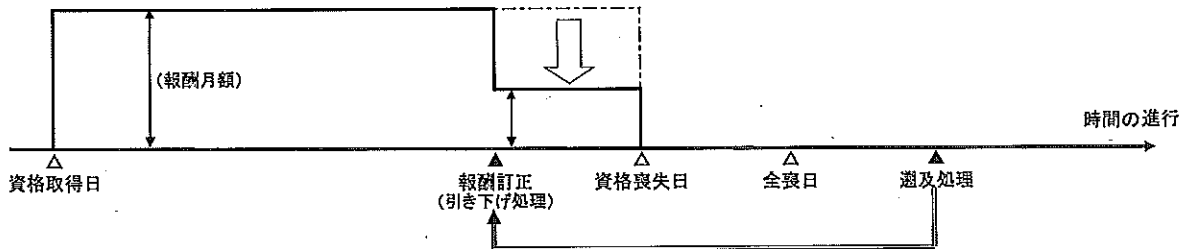
(例)

- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合
 - ◇ 処理が事実即したものであることを事業主等が主張している場合
 - ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 上記(1)の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑤ 上記(1)の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記(1)の①又は②に該当しない期間が含まれている場合
- ⑥ 上記(1)の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

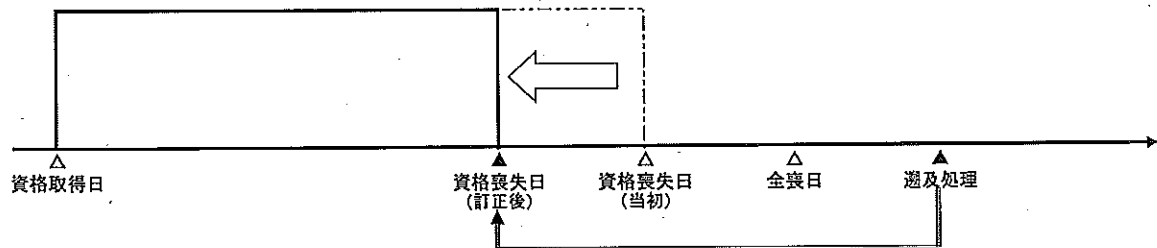
(3) 上記(1)により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

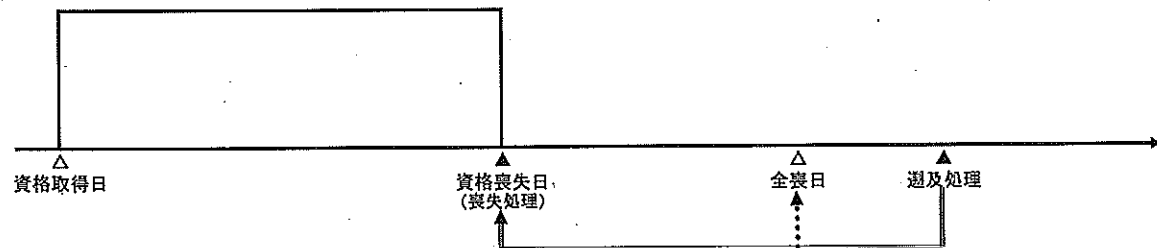
- 1 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合



- 2 (1) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- 2 (2) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- 2 (3) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

